

8 放生会と持統上皇の行幸

～律令国家成立期の遠江～

1 伊場木簡が語る放生会

浜松市の伊場遺跡からは、大宝律令が完成した701（大宝元）年以前にあたる7世紀後半の年紀が記された木簡がいくつか出土している。これらは律令国家成立期の地方政治の実態を伝える数少ない文字資料である。

〈史料1〉は伊場遺跡から出土した木簡であり、下部が欠けていたため、表面の「己丑年八月放」の下、裏面の「二万千三百廿」の下のどちらの文字も明らかではない。しかし、この木簡は「放」の文字から、捕らえた虫・魚・動物などの生き物を解き放って自由にする、仏教の慈悲の行為である放生会という儀式にかかわるものであったと推定されている。そして裏面の「二万千三百廿」という数字は、放生会で放たれた生き物の数だとされる。我が国では、『日本書紀』天武天皇5年（676）8月17日条に「諸国に詔して、放生せしむ」とあるのが放生の初見である。続いて〈史料2〉の『日本書紀』持統天皇3年（689）8月16日条には、摂津国の武庫海（兵庫県）・紀伊国阿提郡那耆野（和歌山県）・伊賀国伊賀郡身野（三重県）を漁労を禁じる禁漁区とした記事がみえ、放生会にかかわるものとされている。

大宝律令以前の史料では年を表記するのに干支を用いることが多く、〈史料

1〉の木簡の表面に記された「己丑年八月」とは奇しくも持統天皇3年8月にあたる。つまりこの年、遠江国の敷智郡の前身にあたる測評でも放生会が行われ、正史である『日本書紀』の記事と合致するという興味深い事実を、見事に論証したのは水野正好氏である。古代の地方の史料は極めて乏しいが、他の史料との関連を精査することにより中央と地方との接点を見出した、まさしく卓見といえよう。

放生会が国家的行事として、全国で一斉に行われるようになるのは、文武天皇元年（697）以降のことである。次の〈史料3〉からわかるとおり、測評が皇室とゆかり深い土地であったからこそ、全国一斉の放生会に先立って、この地で放生会が行われたとも考えられるのである。

2 持統上皇と遠江

〈史料3〉も伊場遺跡から出土した木簡である。史料中の「乙酉年」とは天武天皇14年（685）にあたり、「私マ（私部）」とは皇后のために置かれた部民、すなわち皇后が必要とするものを貢納する人間の集団である。そして私部の貢納物を徴収することが測評で行われていたことになる。天武天皇の皇后とは、のちの持統天皇のことであり、天武天皇没後その政策を受け継ぎ律令体制の基礎を固めたといわれる。

（史料1）
己丑年八月放×
二万千三百廿□×
（『静岡県史』資料編4古代 957頁）

（史料2）
丙申に、摂津国の武庫海一千歩の内、紀伊国の阿提郡の那耆野二万頃、伊賀国の伊賀郡の身野二万頃に漁獵することを、禁め断めて、守護人を置きて、河内国の大鳥郡の高脚海に准ふ。
（日本古典文学大系 68『日本書紀』下 498頁）

持統天皇は退位して上皇となったのち、702（大宝2）年の亡くなる直前に三河国を中心とした東海地方へ約1か月半にわたる行幸をしている。

〈史料4〉の『万葉集』の歌は、この行幸に随行した宮廷歌人の長忌寸奥麿と高市連黒人によって詠まれたものである。この2首には、三河で詠まれたとする説と遠江で詠まれたとする賀茂真淵以来の説とがある。遠江説は、「引馬野」を浜松市に、「安礼」を浜名郡新居町に比定するものである。『吾妻鏡』や『十六夜日記』には引間宿の名がみえることから、中世に浜松のあたりが「ひくま」とよばれていたことは間違いない。『続日本紀』によると、持統上皇は約1か月間も三河に逗留していたことになる。三河滞在中の記事は何もなく、その動静は明らかではない。この間に、上皇自身の私部が置かれ密接なかかわりをもっていた遠江へも足をのばしたことは、ほぼ疑いないと思われる。

浜松市中区和合町の寸田ヶ谷に鎮座する三社神社は、郷祖であった長忌寸奥麿によって奉斎されたと伝えられる。これを単なる伝承と軽視して一蹴することには躊躇する。おそらく何らかの歴史的事実が反映されているのではあるまいか。佐鳴湖から北へ新川をさかのぼると、水源近くにこの神社は位置する〈写真1〉。この付近の三方原台地上はあたかも引馬野を彷彿とさせる地である。余命いくばくもない持統上皇と供の者たちが、船でさかのぼることのできる最上流部まで至り、あたりの情景を目にして歌を詠んだ姿が思い浮かぶのである。

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編1 原始・古代 第2編第2章第2節
水野正好「伊場放生木箇の顕現」〔三浦古文化〕第21号
原秀三郎「古代国家形成期の東海地域と大和王権」〔地域と王権の古代史学〕塙書房

乙酉年二月		御調矣本為而私マ政負故沾者
天	不患上白	
〔静岡県史〕資料編4 古代 956頁		

〈史料4〉

二年壬寅、太上天皇の参河国に幸しし時の歌、

引馬野にはふ榛原入り乱り衣にははせ旅のしるしに

（五七）

右一首、長忌寸奥麿、

（引馬野に色づいている榛の木の原に入って、榛を乱してその色を衣にうつしなさいよ、旅のしるしに）

何処にか船泊てすらむ安礼の崎漕ぎ廻み行きし棚無し小舟

（五八）

右一首、高市連黒人、

（今ごろどこで船泊りをしているであろうか。安礼の崎を漕ぎ廻っていた棚無し小舟は）

〔静岡県史〕資料編4 古代 117頁



〈写真1〉長忌寸奥麿の歌碑と三社神社